



# 令和8年度 就学援助制度についてのお知らせ



稲美町教育委員会

稲美町では、お子さんがより良い学校生活を送れるように、経済的な理由によって就学が困難な稲美町立小中学校に通う児童・生徒の保護者に、学校で必要な費用の一部を援助しています。

申請を希望する人は、「3. 提出方法」をよくお読みいただき、申請してください。

申請を希望しない人は、手続きの必要はありません。

## 1. 援助を受けられる人

- (1) 生活保護を受給中の人（修学旅行費、卒業アルバム代のみが対象となります。）
- (2) 令和7年中の世帯の合計所得金額が下記の世帯構成別に定める認定基準額以下の世帯
- (3) 上記（1）及び（2）には該当しないが、死亡・離婚により世帯構成、世帯の総所得額が昨年度と異なるなど、特別の事情がある人

### 【参考：世帯構成別の認定基準額】

（単位：円）

世帯構成人員 (生計同一人員)	2人	3人	4人	5人	6人以上
合計所得金額	1,963,000	2,431,000	2,870,000	3,125,000	1人増すごとに470,000

\* 申請書の家族構成欄には必ず生計を同じくする家族を記入してください。

\* 生計が同じで、所得のある人が世帯で2人以上の場合は、各人の所得を合算した金額で比較します。

## 2. 援助の内容（予定額）

（単位：円）

援助項目	小学校		中学校	
	1年	2～6年	1年	2～3年
学用品費及び通学用品費	11,630	13,900	22,730	25,000
校外活動費（泊無）	1～6年 上限 1,600		1～3年 上限 2,310	
新入学児童生徒学用品費 ※1	1年のみ 64,300		1年のみ 81,000	
新入学児童生徒学用品費 ※2	1年のみ 7,240		1年のみ 18,000	
新入学学用品準備費 ※3	6年のみ 81,000			
卒業アルバム代	6年のみ 上限 11,000		3年のみ 上限 10,000	
修学旅行費	6年のみ 実費 (その他の経費を除く)		3年のみ 実費 (その他の経費を除く)	
校外活動費（泊有）	1～6年 上限 3,690		1～3年 上限 6,210	
給食費			1～3年 実費	

○生活保護受給中の方は、修学旅行費及び卒業アルバム代のみが援助となります。

※1 昨年度に新入学学用品準備費の支給を受けていない人が支給対象。

※2 令和7年度に新入学学用品準備費の支給を受けた方が支給対象。  
(差額を支給します)

※3 令和9年度に稲美町立中学校に入学予定の児童のみが支給対象  
(支給時期は、令和9年2月を予定)



### 3. 提出方法

- ① 『令和8年度 就学援助世帯票兼申請書』（以下『申請書』と記載します。）、『委任状』及び『提出用封筒』について、町HPからのオンライン申請による送付申込をしてください。申請書は申請住所に郵送いたします。  
※オンライン申請から、申請書がお手元に届くまでに数日かかります。  
提出期限に間に合うよう余裕をもって申請してください。  
※教育課窓口または学校でも直接配布を行っています。
  - ② 送られてきた『申請書』、『委任状』及び『提出用封筒』に必要な事項を記入し、署名をしてください。
  - ③ 記入した『申請書』、『委任状』を『提出用封筒』に封入し、**下記の提出期限までに学校に提出してください。**  
小学校、中学校にきょうだいがおられる人は、それぞれの学校に『申請書』を提出してください。 ※教育課窓口にも直接提出することもできます。
- ※ 『申請書』に不備がある場合は返却しますので、再度提出してください。

#### 【オンライン申請URL】

<https://lgpos.taskasp.net/cu/283819/ea/residents/procedures/apply/cffd88d1-2a8f-46c5-9a9c-41438eef3f02/start>

【オンライン申請QRコード】▶



### ●提出期限及び提出場所

提出期限 **令和8年6月8日(月)まで**

提出場所 在籍する町立小、中学校 ※教育課窓口でも可

上記申請期限以降に申請をされた場合は、新入学児童生徒学用品費、実施済の修学旅行費・校外活動費の支給ができなくなり、学用品費等の支給は月割りになります。必ず上記の期限までに申請するようにしてください。  
年度途中であっても、「1. 援助を受けられる人(3)」に該当し援助を受けられる場合は、随時、教育課までご相談ください。

### 4. 令和8年度 所得課税証明書（原本）の添付について

(令和8年1月1日時点で稲美町に住民票がある人)	申請書に個人番号(マイナンバー)を記載いただければ不要です。
(令和8年1月2日以降に稲美町に転入してきた人)	必要

○ 生計を一とする、世帯全員分(父・母・祖父母等)の『令和8年度所得課税証明書』(原本)が必要です。  
⇒『令和8年度所得課税証明書』の交付開始日及び交付の際に必要な物(身分証明書・印鑑等)については、事前に令和8年1月1日時点で住民登録が置かれていた市区町村の税務窓口へお問い合わせください。

### 5. 認定の時期

令和8年7月下旬(予定) ※支給時期とは異なります。

わかりにくいことがありましたら、学校の先生又は教育委員会教育課へお問い合わせください。

<問合せ先> 〒675-1115 稲美町国岡1-1

稲美町教育委員会 教育課 教育係

TEL: 079-492-9149 (教育課直通)